



令和2年12月4日

## 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の 金融機関における成年被後見人の負担軽減（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、成年被後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るために、令和2年12月4日、金融庁にあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議（※）の意見を踏まえたものです。（詳細は3ページから5ページまで参照）

※ 行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

### 1 行政相談委員の意見

成年被後見人（以下、「後見人」という。）が、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかとと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。



### 2 調査結果

#### ◇ 金融機関における後見の設定

後見人は、被後見人の財産を管理するために、金融機関等に「後見の設定」を届け出ることとなっている。

※ 既存口座に後見の設定を行う場合の本人確認書類については、法令で定められているものではない。

#### ◇ 金融庁の意見

成年被後見制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはない。

#### ◇ 金融機関へのアンケート結果

当省において、一般社団法人全国銀行協会から正会員全117行に対しアンケートを実施した結果、既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった69行中55行（79.7%）。



### 3 総務省（行政評価局）行政苦情救済推進会議の意見（要旨）

- 金融機関というのはおおむね非常に慎重である中で、多くの金融機関では登記事項証明書だけで手続できることは、はっきりしている。
- 既存口座はそのような取扱いとすることについて周知すべき、と金融庁にあっせんできれば、後見人の方々の便宜が広がると思う。



### 4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた金融庁へのあっせん

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

#### 《参考》

#### ○行政苦情救済推進会議の構成員

(座長)	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
	江利川 毅	公益財団法人医療科学研究所理事長
	小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	梶田信一郎	元内閣法制局長官
	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長

#### ○行政相談委員

行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティア  
行政相談委員は、全国の市・区役所や町村役場などで定期的に相談所を開設し、皆さまからの行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

#### (本件に関する連絡先)

総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

## 1 行政相談委員の意見

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引き出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかとと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

## 2 当局の調査結果

### 1 金融機関における後見の設定とは

後見人は、被後見人の財産を管理するために、金融機関等に「後見の設定」を届け出ることとなっている。当該届出は法令によって定められたものではない。

当該届出について、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、「民法（明治29年法律第89号）第121条の規定に基づく被後見人に対する払戻しを未然に防止するため、後見人から後見が開始されたことを銀行に届け出てもらおうこととしている」としている。

### 2 銀行等における被後見人の本人確認書類の取扱状況（15行の調査結果）

既存口座に後見の設定を行う際に求められる本人確認書類

- a 登記事項証明書のみ（他の身分証明書不要） 11行
- b 過去に本人確認を行っていない場合のみ新規と同様に実施 3行
- c 新規口座の開設時と同様に実施 1行

（注）新規口座の開設は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に定める特定取引に該当するため、本人確認方法が定められている。

### 3 関係行政機関等の意見

#### 1 金融庁

既存口座に対する後見の設定に当たっては、顧客の財産保護等の観点から、後見設定を行う者が、真正な後見人であることを確認するため、各金融機関が自ら必要と認める範囲・方法により本人確認を行っているものとする。

既存口座への後見設定時における本人確認書類は、後見人の真正性を担保するものであり、成年後見制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはないが、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる中、後見人の利便性にも配慮しつつ、金融機関の事務の円滑化に向け、関係機関において、成年後見制度の所管省庁と連携の上検討されるよう促してまいりたい。

#### 2 法務省

登記事項証明書は、被後見人等の住所や氏名等の登記された内容を証明するものであり、その用途は、例えば、後見人が被後見人に代わって介護サービス等の契約を結ぶ際に、取引相手に対して登記事項証明書を提示することによって、その権限を確認してもらうといった取引の安全の保護を図るために利用されるものである。

### 4 金融機関へのアンケートの実施結果

当省において、全銀協から正会員全 117 行に対しアンケートを実施、117 行中 74 行から回答（回答率 63.2%）。

※ アンケートの設問: 犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認書類を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握。

結果、既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった 69 行中 55 行（79.7%）。

<主な回答内容>

- 被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることを肯定する意見
  - ・ 口座開設時に本人特定事項及び顧客管理事項が確認されているとともに、裁判所により審判がなされていることからリスクは僅少と思われる。

- ・ 犯収法の定める特定取引ではないことから、登記事項証明書の提示のみで問題ないとする。
- その他の意見
  - ・ 設問に沿った取扱いとはしていないが、既存口座については、被後見人の取引時確認がされていることを前提として、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書の提示のみとすることも可能と考える。

## 5 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- 金融機関というのはおおむね非常に慎重である中で、多くの金融機関が登記事項証明書だけで手続できることは、はっきりしている。
- 既存口座はそのような取扱いとすることについて周知すべき、と金融庁にあっせんでできれば、後見人の方々の便宜が広がると思う。

## 6 行政評価局の意見

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。